

# 目次

今回の企画代表者会議	1
場所割り発表	2
プレハブ手続き	4
自主規律投票	5
学生証確認	5
運営委員割振結果発表	6
看板運搬	7
夜間居残り	8
清掃チェックについて	10
全般的注意事項	11
委員選出	13

# 今回の企画代表者会議

---

## 1、配布書類

今回の企画代表者会議での配布書類は以下の通りです。

- (1) 参加の手引き（この冊子です）
- (2) 手続きマニュアル（桃色）
- (3) 夜間責任者登録をするには（黄色）
- (4) 個別確認票（橙色）

## 2、企画代の流れ

- (1) 全体説明
- (2) 個別連絡

個別確認票で呼び出しがある企画の方・質問などのある方は、全体説明終了後に各担当のところにお越しください。

各担当の居場所は本冊子裏表紙の座席表に記してあります。

- (3) 屋外ブロック夜間警備計画書提出

ブロックごとに夜間居残りをする企画同士で話し合い、夜間ブロック警備計画書を作成してください。提出は夜間担当にお願いします。

## 3、今後の予定

- (1) プレハブ手続き

5月22日にプレハブ手続きを行います。プレハブ手続きとは、主に現金の支払いを伴う一連の手続きのことを指します。期日に手続きを行わなかった場合は五月祭に参加することができませんのでご注意ください。詳細は4ページに記載されています。

- (2) 第4回企画代表者会議

5月24日(土)に第4回企画代表者会議を13時より本郷キャンパス法文2号館文学部三番大教室（今日と同じ場所）で行います。当日に向けての重要な注意事項について説明いたしますので、必ずご参加ください。

# 場所割り発表

企画ID	企画名	場所
380	餃子ドッグ	くろしお01
381	やきそば帝國	くろしお02
382	キムチ焼きそばパン オジャパン麵	あさぎり09
383	tapioka	おおぞら17
384	じゃがびあ	おおぞら02
385	ちどりあし	おおぞら03
386	たこ焼きの石津屋	おおぞら04
387	アイス天ぷら(*? ^)b	かいじ01
389	ベビたこ	かいじ02
390	じゃがバタ屋	くろしお03
391	みすいま	かいじ08
392	お好み焼杉君	くろしお04
393	創作好み焼き(飯)	あさぎり01
394	ダックスフント・ソーセージ	くろしお05
395	牛串 二十軒	かいじ03
396	ふわふわふわなわたあめ屋さん	くろしお06
397	金井軒	おおぞら05
398	大人の焼きそば	おおぞら06
399	揚げパンのお店	あさぎり12
400	焼き鳥屋さん	くろしお07
401	理1-13組綿菓子店	おおぞら07
402	スーパービデオカンデ	あさぎり10
403	popCORNER	おおぞら08
405	やいたそば	おおぞら09
406	手作りクッキー	くろしお08
407	一球入魂屋団子	おおぞら10
408	やきそばー	おおぞら11
409	bump of chicken	あさぎり02
410	東京で三番目にうまいたこ焼き屋	かいじ04
411	27組あげアイス屋	おおぞら12
412	Las Flores	かいじ05
413	俺の塩	あさぎり11
414	パリパリ揚げアイスの店(飯)	あさぎり03
415	hierode サンパチ	くろしお09
416	池田屋@バナナ	かいじ06
417	食べてクレープ	くろしお10
418	杏仁ばんだ	かいじ07
419	印度屋	おおぞら13
420	理一八組たこ焼きのお店	くろしお11
421	ピバ 焼きそば	あさぎり04
422	クレープですよ!	かいじ14
423	陳さんのたこ焼き	かいじ16
424	アイスモナカ(飯)	かいじ09
425	焼鳥屋(飯)	あさぎり05
426	ごめん、タコやねん。	あさぎり06
427	12組のお店	おおぞら14
429	いちごかきごおり	かいじ10
430	コロニーのおだんごや	おおぞら15
431	タイのお菓子屋さん	くろしお12
432	インターナショナル餃子	かいじ11
433	それいけ! オムソパン!	あさぎり07
434	comme ci comme ca	あさぎり08
435	沖縄冷やしぜんざい	おおぞら16
436	焼きソバ	くろしお13
437	七組のお店	かいじ12
438	たこや	かいじ15
439	チヂミ	かいじ13
440	16組の店	おおぞら01
441	ジャンボチョコバナナ	おおぞら18
442	13組の炭火焼屋	くろしお14

## 1. はじめに

企画場所の割り振りが決定しました。

当初新入生企画の企画場所として「かいじ」「おおぞら」(32企画分)を準備していましたが、60もの新入生企画が登録されたため、入りきらない企画は他のブロックや新設ブロックに割り振りました。

## 2. ブロックごとの注意事項

### ・くろしお

東大病院がちかいため、夜間居残る企画は特に騒音を出さないよう注意してください。

### ・あさぎり

黄線部分に物を置かないようにしてください。

### ・かいじ

弓場などへの入口をふさがないで下さい。

## 3. 水汲み場・湯沸かし場の利用

### 水汲み場

#### (1)概要

水汲み場とは、五月祭期間中に設置される流し台のことです。水を汲むだけでなく、用具の洗浄等にも利用できます。特に申請などは必要ありません。

#### (2) 設置場所・時間

##### ①設置場所

水汲み場の設置箇所は、以下の4箇所です。

- ・教育学部西側(本郷通り側)
- ・法文2号館南側(メトロからの出口そば)
- ・総合図書館北側
- ・工学部列品館・法文一号館間(列品館側)

##### ②利用時間

水汲み場の利用時間は以下の通りです。これ以外の時間は利用を禁止致しますが、どうしても利用したい場合は、決して汚すことのないように細心の注意を払って下さい。

31日・1日両日、全箇所共通で 08:00～19:00

##### (3)注意事項

以下のことに気を付けてください。

- ・大きなごみは事前に落とすなどして、水汲み場に持



# プレハブ手続き

---

## 1、はじめに

プレハブ手続きでは、最終的な企画参加の意思確認、及び主に現金の支払いを伴う一連の手続きを一斉に行います。この手続きを済ませない限りは五月祭に参加することはできません。

## 2、場所・日時

場所：本郷文学部3号館脇本部プレハブ

日時：5月22日(木) 18:00～20:00

## 3、持ち物

責任者または副責任者の方の学生証  
各種支払い用現金

## 4、手続き事項

### (1)企画登録証発行

「企画登録証」とは、五月祭参加企画であることを証明する書類です。五月祭当日近辺及び五月祭終了後の各種手続きに必要になりますので、大切に保管しておいて下さい。

### (2)企画保証金の納入

全ての企画から、保証金として5000円をお預りします。この保証金は、五月祭における全ての義務を履行したことが確認され、かつ五月祭終了後設けられる返却期間内に受け取りに来た企画にのみお返しします。

### (3)各種代金等納入

プレハブ手続きにおいて納入することになる代金等は以下の通りです。

- ・資材セットのうちビニールシート代金
- ・火器セットのうち消火器レンタル代金
- ・容器飲料一括購入代金

各企画の合計金額は、企画保証金も含め事前にメールでお知らせいたします。釣り銭の無いようにお持ち下さい。

### (4)自主規律投票

自主規律の投票を行います。詳しくは自主規律投票の項(5ページ)をご覧ください。

### (5)清掃チェックシート

清掃チェックを行う際の注意事項等を記載したチェック票を配布します。

### (6)容器飲料チケット発行

容器飲料の一括購入を行う企画に対し、品物との引換に必要なチケットを発行します。

### (7)火気使用許可証発行

火気使用の申請が認められ、消防訓練を受けた企画に対して、火気使用許可証を発行します。

## 5、注意事項

- ① 混乱を避けるため、必ず指定された日時に手続きを行って下さい。指定された期日にどうしても手続きを行えない場合は、その旨事前にご連絡下さい。
- ② 学生証確認を行う最後のチャンスです。学生証確認が済んでいない責任者・副責任者は必ず本人が学生証をもってお越しください。

# 自主規律投票

---

## 1、はじめに

自主規律とは、例年参加企画の合意によって定められている五月祭の実施にあたっての基本原則のことです。参加企画の意見をもとに委員会が自主規律案を作成し、参加企画の投票によってその期の自主規律が決まります。今期の自主規律案は右の通りです。

## 2、注意事項

- ・投票は一企画につき1票とします。
- ・投票には責任者または副責任者の学生証が必要です。
- ・投票結果の発表は5月23日の夜以降にWeb上にて行います。

〈第76回五月祭自主規律案〉

- 1 企画は本学学生を主体とする。
- 2 公序良俗に反する行為を行わない。
- 3 五月祭の運営のために必要な責務を果たす。
- 4 他の企画団体が円滑に企画を行う権利を尊重し、他の企画の実行に支障が出ないようにする。
- 5 来場者、大学周辺の住民など、他の人々に迷惑をかけない。
- 6 大学の施設・環境及び使用する機材を保全する。
- 7 事故の危険性がないように十分配慮する。
- 8 特定の政治・宗教団体の宣伝活動は行わない。
- 9 企画は無料公開を原則とする。
- 10 営利を主目的としない。

# 学生証確認

---



## 1、はじめに

本人確認のため、責任者・副責任者の学生証を確認させていただきます。

学生証確認は本日の企画代表者後のほかに、当委員会駒場支所（キャンパスプラザA棟103号室）でも受け付けています。事務手続きの都合上、なるべく5月15日ごろまでに学生証確認を完了してください。昼休み・放課後以外は委員会室が閉まっている場合がありますのでご注意ください。

## 2、注意事項

- ・学生証確認には必ず本人が来るようにしてください。
- ・責任者、副責任者両方の学生証確認が必要です。
- ・夜間責任者、夜間副責任者は学生証確認の必要はありません。

# 運営委員割振結果発表

## 1、運営委員割振結果

### (1) 暫定運営委員割振結果

運営委員割振を行いましたので個別確認票を確認してください。Web 上でも確認出来ます。この結果は暫定的な割振ですので、都合が悪い場合は次で述べるような手順で割振の変更を行ってください。

### (2) 運営委員派遣日時変更について

Web上で企画間の運営委員単位の交換を行うことができます。詳しくは手続きマニュアルをご覧ください。締め切りは15日です。

### (3) 運営割振に関する手続き上の諸注意

(2)の申請の期間を過ぎた場合の手続きに関しては、単位数減少及び割振変更は原則として一切不可能となります。また、その場合の認められる割振に関する手続きは、単位数に関しては単純な増加のみとなり、委員会本部にて企画登録証の書換等が必要となりますので出来る限り期間中の手続きを行ってください。

### (4) 今後の予定

(2)に基づいた運営委員割振結果を5月17日に確定させます。その結果は、Web 上で確認出来る他、5月21、22日のプレハブ手続きの際に発行された企画登録証に記載されておりますので、自分の企画が何時、何処に何人の運営委員を派遣すればよいのかということを確認し、遺漏の無いようお願い致します。

## 2、運営委員の業務内容

### (1) 5月18日以降の仕事

5月18日に割り振りとなった運営委員は資材移動を行います。

トラックへの資材積み込み・トラックからの資材積み下ろしが仕事内容です。

必ず項目「運営委員業務に関する諸注意」を熟読の上出席されるようお願いします。

### (2) 5月25日以降の仕事

第4回企画代表者会議(5月24日)での指示に従ってください。

## 3、5月18日の運営委員業務に関する注意

(1) 運営委員派遣義務が履行されたことを証明するために、運営委員仮出席票を発行します。

(2) 当日は資材移動を行いますので、動きやすく汚れても構わない格好でお越し下さい。また、当日運営委員として出席なさる方にも伝えてください。(服装が汚れた場合でも、補償は致しません。)

(3) 所定の集合場所に指定された開始時間の10分程度前に集合して下さい。集合場所は、駒場はキャンパスプラザ中庭、本郷は本部プレハブ前です。交通費等の支給はありません。

## 4、運営委員業務の流れ

- ① 集合場所で委員から出席確認を受ける。
- ② 現場の指揮は委員が取りますので、指示に従ってください。
- ③ 終了時刻になったら、集合場所で委員から終了確認を受ける。(この終了確認が行われなかった場合は、当該運営委員の派遣義務は履行されなかったとみなされますので、十分御注意下さい。)

## 5、運営委員派遣業務未履行企画に対する処分

これまでの企画代表者会議でも御説明致しましたように、運営委員派遣義務は五月祭の成立の根幹に関わる非常に重要な義務です。そこで、運営委員派遣義務が最終的に履行されなかった企画に対しては、未履行事実の対外的公表、企画保証金の未返却処分、来期以降の企画参加の際の劣後取扱といった不利益処分が、当該企画の未履行の程度・様態に応じ科されることとなりますので十分御注意下さい。

# 看板運搬

---

## 1、はじめに

五月祭では多くの企画がアピールのために企画場所に看板を設置しています。看板の運搬手段を持っていない新入生の皆さんにも看板を設置していただくため、看板の運搬を当委員会が行います。

## 2、受付・引渡し方法

看板は17日19時までに当委員会駒場支所（キャンパスプラザA棟103号室）までに持ってきてください。看板の引渡しは五月祭前日(5月30日)に行います。

## 3、注意事項

- ・当委員会が運搬する看板は、大きさが180cm × 90cmで表面に突起などのないものに限りです。
- ・五月祭終了後、駒場までの運搬はいたしません。各自で処分してください。
- ・運搬時に看板が破損した場合、当委員会は責任を負いません。

## 4、駒場・本郷の材木店

駒場キャンパス・本郷キャンパス近辺の材木店を紹介します。

駒場

牛久材木店

野球場門をでてすぐ

TEL:03-3467-6668

本郷

遠民木材店

本郷3丁目交差点から本郷通りを南へ歩く  
りそな銀行のある信号を左折してすぐ

TEL:03-3815-2636

# 夜間居残り

## 1、夜間居残り方針の決定

今期の五月祭において夜間居残りを容認することは前回お伝えしたとおりです。しかしこれまで起きてきた諸問題が今年度も起きない保証はどこにもありません。これまで夜間の火気使用、資材破壊など建物の破壊に結びつくようなことや、喧嘩や急性アルコール中毒など人命に関わること、そして一晩中続く騒音など地域住民や公共に多大な迷惑をかけることが起きてきました。

もしこれらのことが今年も起きた場合、今後の五月祭に禍根を残すことを重く受け止め、来年度以降の夜間居残りを禁止する等の重大な措置を講じなければならぬと考えております。

夜間居残りを行う企画は各自で精緻な警備計画を立てた上で、ブロックごとで警備計画を練ってください。また夜間資材預かりを行いますので、夜間居残りを行わない企画はご利用ください。

## 2、警備案の概要

夜間の警備については以下のようになっています。

### (1)ブロック単位の警備

基本的に、夜間の警備は各企画ブロック内の連帯責任において行い、警備に関して各企画とも責任ある行動を取る。

### (2)定点警備

企画ブロック外、または居残り企画のないブロックで、夜間汚損されたり破壊されるおそれの大きい箇所には、夜間居残り企画が人手を出して、定点警備(監視)をする。

### (3)早朝清掃

夜間居残り企画から人手を出して、夜間で汚れた部分の清掃、再分別をする。

### (4)巡回

五月祭常任委員会が居残りブロック外の巡回を重点的に行い、各居残りブロックの警備状況も同時に確認する。

### (5)資材預り

資材預りは安田講堂裏車庫にて行う。

### (6)通行規制

各所にロープを張り、バイク等の走行を抑制する。

警備の大部分は居残り企画の自主的警備により行いますが、定点警備や早朝の清掃などについては夜間運営委員を委員会で割り振ります。企画終了時間は午後6時なので、夜間業務を午後8時～午前8時までの12時間とし、1人2時間の仕事を1単位とすると、

○定点警備

12時間×2日×3人×4ヶ所÷2時間= 144 単位

○清掃

2日×6人×3班 = 36 単位

→合計 180 単位

1企画につき2単位の負担をってもらう事になります。委員会は今回提出してもらう夜間ブロック警備計画書を確認の上、具体的な割り振りを行います。ただし、夜間運営委員の割り振り結果について基本的に変更希望は受け付けません。

夜間預かりの詳細は  
右のページをご覧ください。  
食材・貴重品・テントは  
預かることができません。

---

### 3、資材、プロパンの夜間預り

五月祭常任委員会では夜間における資材保護の観点から、希望する企画に対して資材の夜間預り制度を実施します。預る資材は机、イスなどで、**テント、立看板、食材、貴重品などの預りは行いません**。但し、プロパンガスのボンベについては火災防止のために夜間居残りしない企画は原則として全て預けていただきます。詳細は未定ですが、引き受け時間は

前日 5/30 16:00～18:00

当日 5/31 17:00～19:00

を予定しています。なお、夜間預りかみの事前申請は必要ありません。

### 4、手続きに関して

「夜間責任者・副責任者登録」の手続きをしてください。締め切りは15日です。夜間運営委員は決まり次第、Web上で発表します。また、期日までに夜間責任者・副責任者登録をされなかった場合は夜間居残りを取り消す可能性があります。

なお、夜間居残りをキャンセルする場合は、早急に委員会までご連絡ください。

### 5、今後の予定

第4回企画代表者会議にてブロックごとに集まっていただき当日の警備計画に関してもう一度詰めていただきます。

# 清掃チェックについて

---

## 1、概要

五月祭は、大学から教室・敷地を借りることによって初めて成立するものです。そのため五月祭終了時には、清掃を行って返却しなければなりません。そしてその清掃が十分になされていることを確認するのが清掃チェックです。

## 2、清掃チェックの基準

当委員会では、概ね以下の基準に従って清掃チェックを行います。清掃がきちんと行われていなかった場合、清掃をやり直して頂きます。

- ・資材の返却が完全に終わっていること。
- ・テントが撤収されていること。少なくとも分解して束ねられていること。
- ・ブロック内にゴミ・ビラ等が残っていないこと。ゴミ箱の中もチェックします。
- ・道路を竹ぼうきなどで掃いていること。
- ・ブロック内の立て看板が全て撤去されていること。
- ・ブロックの端の通路や植え込みにゴミが残っていないこと。
- ・忘れ物がないこと（来場者・企画）。
- ・隣接する清掃区域との境界にゴミが残っていないこと。
- ・周りの建物や階段の壁・天井・門などにビラ、テープ、およびゴミが残っていないこと。自分の企画以外のビラも全て剥がして下さい。

## 3、清掃用具

清掃に必要なほうき・ちりとり等、清掃用具の貸し出しは、本部プレハブで行いますが、数がかなり限られていますので、なるべく各自で準備して下さい。なお、建物に備え付けのものは使わないで下さい。

## 4、手順

- ①企画終了後、清掃ブロック内で協力して清掃を行う。
- ②清掃ブロック内の清掃が終了したら、委員会本部プレハブにその旨を伝え、委員会の清掃チェックをう

ける。

- ③委員のサインをもらう。

## 5、清掃終了予定時刻の届出

清掃チェックを効率よく行うため、清掃終了予定時刻をWeb上で届け出ていただきます。詳しくはログイン後のページをご覧ください。

## 6、注意事項

- ・「清掃チェック」を受けなかった場合は、企画実行に際しての義務が果たされていないと見なされ、ペナルティが課されます。
- ・清掃区域は、プレハブ手続き時、「企画登録証」等と共にお渡しする予定の「清掃チェックシート」に記載してあります。
- ・清掃に不備のあった場合は、再び清掃して頂くこととなります。
- ・ブロック内の全企画が共同で、指定された清掃区域を清掃してください。どうしても2日目（6月1日（日））の最後に清掃に参加することができない企画は、必ず事前に当委員会までご相談下さい。

# 全般的注意事項

## 1、委員会本部移転

5月25日(日)から期間中にわたり五月祭常任委員会本部が移転します。

場所：本郷文学部3号館脇仮設プレハブ  
(例年合格発表が行われている辺り)

期間：5月25日(日)～6月2日(月)

※22日(木)はプレハブ手続き(4ページ参照)です。

## 2、一般的な制限

本来改めて言う必要も無いことですが、五月祭においても社会慣習や一般常識を考慮したふるまいをしてください。

次のような行為は慎んでください。

- ・法令に反する行為
- ・施設、設備、機材等を破壊、破損、目的外に利用する行為
- ・無届けの企画行為
- ・他の企画、個人、近隣住民等に迷惑をかける行為
- ・五月祭の円滑な運営に支障を来す行為
- ・五月祭常任委員の指示に反する行為
- ・その他五月祭の場において不適當、非常識と見なされる行為

また、上記のような行為に対しては、原状の復帰に必要な措置に加えて、罰則が必要な場合があります。その場合の措置として次のものを想定しています。

- ・警察、大学当局、関係学部等への連絡、通報
- ・弁償、弁済に加えての罰金
- ・問題部分の強制的排除
- ・当該個人が属する又は当該個人の行為・管理に責任がある(と見なされる)団体の企画行為の中止、企画内容の規制、五月祭常任委員会からの便益の削減
- ・その他、再発・支障・弊害等を防止するために必要とされる行為

五月祭常任委員会や大学当局では個人の責任を追求する能力が不足しています。また、個人も企画構成員であるので企画団体に責任を取っていただきます。

更に、五月祭常任委員会は大学当局との関係や五月祭全体の秩序、公益との関係で、企画行為そのものに係る措置を当日や事後などに執ることがあります。その場合に、新しい形態の問題行為が発覚することもあり、少なくとも現状では禁止事項や罰則的なものを遍く網羅することは不可能です。企画の方には、この冊子での文言の背景、法令や常識などを考慮していただき、特に見解に余地のある行為を検討する場合は、事前に十分な時間的余裕をもって五月祭常任委員会に打診してください。

以上、抽象的・包括的な制限と感ずるかもしれませんが、ご理解のほど宜しくお願いします。

## 3、企画参加に関する注意事項

### (1) 企画中止

万一、企画を中止することになった場合は、当委員会に連絡してください。当日になって良い条件の企画場所が空いているのは、五月祭全体として大きな損失になります。

また、5月17日以降に企画中止をした場合は、運営委員を派遣して頂きます。

### (2) 企画登録証

企画内容、企画場所、所定の条件を満たす責任者・副責任者が決定している企画について、責任者と副責任者の両方の学生証を確認し、企画保証金の納入を済ませた時点で、「企画登録証」を発行します。

運営委員業務の開始・終了確認、企画割当分パンフレットの配布、清掃チェック、企画保証金の返却など、さまざまな場面で「企画登録証」を提示していただくことがあります。企画団体の代表者であることを示す重要な書類ですので、紛失しないように気をつけてください。

### (3) 企画保証金

五月祭に参加する企画団体には、いくつかの果たさなければならない義務があります。企画団体としての義務を理解していることを確認するため、「企画登録」の手続きの際に「企画保証金」を当委員会に預けていただきます。この「企画保証金」は、企画団体としての義務をすべて果たしたことを確認した後、全額を返却します。例えば、運営委員を欠席した場合、企画終了後に清掃をしなかった場合など、「企画保証金」が返却されないことがあります。

## 4、ビラ・ポスター・パンフレット

### (1) 五月祭前日までに掲示する場合

- ・各学部の建物内でのビラやポスターなどの掲示は、各学部ごとに掲示場所が定まっています。各学部の事務の許可を得て掲示するようにしてください。
- ・屋外の一般掲示板については学生部学生課学生掛の許可を得て掲示するようにしてください。
- ・その他各施設についても、管理団体の許可を得て掲示してください。

### (2) 五月祭当日に掲示する場合

#### ① 内容

- ・企画もしくは企画団体と関連のないものの配布、掲示は認めていません。
- ・広告や企業名、学外団体名の掲載されたものの配布、

掲示は届出の必要な指定行為です。

・公序良俗に反するもの、他者の名誉を毀損するもの、他企画団体の企画実施を妨害するもの、その他悪質なものの配布は禁止しています。

#### ② 掲示・配布方法

・掲示にテープを使用する際は「貼ってはがせるテープ」を使用し、掲示板では画紙を使用してください。ガムテープやセロハンテープ、釘などは施設を破損しますので、使用しないでください。

・配布の際は来場者の通行や、他の企画行為を妨害しないようにしてください。

#### ③ 掲示場所

・一般企画場所（屋外各ブロックや法・文・育・工・農・薬学部）で壁などにビラ等を貼る場合は、掲示板など貼ってもよい場所に貼ってください。はげたり、壊れたりするような壁には貼らないでください。

・特に以下のような場所のビラやポスターを貼ることは禁止です。

赤門・正門、キャンパス外に面した壁、木、トイレ、火災報知器、消火栓、避難誘導灯、剥がすのが困難な場所  
・各学部掲示板及び一般掲示板上に掲示を行う場合の詳細は各管理団体に確認してください。掲示板上に貼ってあったものを剥がす、上から貼るといったことは行わないでください。

・安田講堂使用企画で同講堂にビラやポスターを貼る際は特に注意を払ってください。

・工・医・農・薬学部などの学部学科企画で各学部建物内に掲示などを出す際は各学部事務や各学部実行委員会に打診してください。

#### ④ 始末

・五月祭に係る掲示物は五月祭最終日までに各企画で片付けてください。

・ビラの配布を行った後は、散乱したビラの始末を各企画で必ず行ってください。

#### <注意>

昨年、赤門にビラが貼られる事件があり、大きな問題になりました。重要文化財である赤門にビラを貼るようなことは絶対に止めていただきますようお願いいたします。

去年の例もありますので、今年そのようなことをなさいますと大学により、退学などの厳しい処分も考えられますので、その点ご注意ください。

## 5、立看板

(1) 五月祭前日までの立看板を立てる際の注意

本郷キャンパス内に立看板を立てる場合は学生部学生課

学生掛の許可が必要です。また、設置期間は3日間です。

当日に企画実施の妨げとなる場合は、五月祭常任委員会で移動、撤去します。

(2) 五月祭当日における注意

・五月祭期間中に企画場所から離れた場所に立て看板を立てる場合は「立て看板申請」を行ってください。（企画場所内に立て看板を立てる、例えば模擬店がテントの前に立て看板を立てる場合は届出は不要です。）

・他の企画実施や来場者の通行の迷惑となるようなものは移動、撤去します。

・身体の不自由な方のための設備（スロープ・ブロックなど）の邪魔になるような立て方をしている場合は移動、撤去します。

・風で倒れないようにしっかりと重しをつけてください。危ない立看板は移動、撤去します。

## 6、企画場所外でのパフォーマンス

企画場所以外では原則として企画行為は行えませんが、企画の呼び込みなどで一時的に企画場所外でパフォーマンスを行いたい、練り歩きたい場合は、事前に「行列申請」をしていただきます。（2～3人でのビラ配布程度であれば届出は必要ありません）

企画場所を離れて、パフォーマンスなどを行う場合は、他の企画実施や来場者の通行の迷惑とならないよう十分注意して下さい。

## 7、指定行為についての諸注意

カンパ・募金を無届で行っていた場合、当日差し止めや一時没収という措置をとることになってしまいますので、必ず届出をしてください。外部とのコラボレーション（広告・宣伝等）、個人情報収集も同様です。少しでもこれに関わる行為をする場合にはまずご相談ください。

また、五月祭の場では入場料の類（名目に関わらず来場者から事前あるいは事後に結果として強制的に金銭を徴収する行為。物品の販売・引き換えを名目とする行為も当然に含まれます）は一切禁止です。発見された場合、その場で企画停止という措置を取らざるを得ないので、そのような行為は一切しないで下さい。

## 8、自転車、二輪車等

五月祭当日まで本郷キャンパス内にある自転車などは、企画実施や来場者の迷惑となる場合、移動、撤去されます。

# 委員選出

## 企画代表者会議での委員の選出

五月祭常任委員会は、規約第3条で委員構成について次のように規定しています。(抜粋)

(委員構成)

### 第三条

本会は、次の各号に定める委員より、これを構成する

六 第九条の六の「企画代表者会議」において選出された東京大学学部学生二名。ただし、選出方法については、本会が決定する。

よって、下記の「企画代表者会議における五月祭常任委員の選出に関する規定」に基づき、今期も皆さんに、第5回企画代表者会議にて、次期(第77期)の五月祭常任委員会の委員2名を選出していただきます。

なお、選出の要領は、次回の第4回企画代表者会議に公示します。

## 企画代表者会議における五月祭常任委員の選出に関する規定

### 第一条 (目的)

本規定は、五月祭常任委員会規約第三条の六に基づき、五月祭常任委員会が開催する企画代表者会議(以下、企画代とする)において二名の五月祭常任委員を選出する方法を定める。

### 第二条 (選挙権)

選挙権は、五月祭に参加申し込みを行い、所定の手続及び企画(選出を五月祭終了後に行う場合)を行った企画団体の企画責任者がこれを有する。選出を行う企画代に企画責任者が欠席した場合、副企画責任者が選挙権を行使することができる。ただし、東京大学学部学生・大学院生・研究生・医学部附属看護学校生及び助産婦学校生(以下、本学学生とする)である企画責任者・副企画責任者以外が選挙権を行使することはできない。また、事前に五月祭常任委員会が定めた企画団体であることを証明する書面を所持しない場合には、選挙権者であっても選挙権を行使することはできない。

### 第三条 (被選挙権)

被選挙権は、すべての東京大学学部学生がこれを有

する。

### 第四条 (立候補)

立候補は、五月祭常任委員会が定め公示する立候補受付期間に、五月祭常任委員会が定める所定の手続を行うことによってこれを行う。公示は立候補受付期間の三日前までにこれを行わなければならない。

### 第五条 (選出)

①選出を行う企画代は、五月祭常任委員会がその期日を定める。

②立候補者が二名を超える場合、企画代において投票を行い、得票数の多い上位二名が選出されるものとする。

③立候補者が二名以下である場合、企画代において信任投票を行い、信任とする票が不信任とする票より多い場合に信任されたものとする。

④投票に先立ち、立候補者は五月祭常任委員会の定める所定の形式においてその経歴及び見解を発表することができる。

⑤投票は、五月祭常任委員会が作成する立候補者の氏名を記した投票用紙を、選挙権を有する者に配付し、定められた符号を二名以内に記すことにより行う。投票の管理及び開票は、五月祭常任委員会が行う。ただし、立候補者はこれを行うことができない。

⑥立候補者及び本学学生は開票に立ち会うことができる。

### 第六条 (補充)

立候補受付期間終了時に立候補者が二名に満たない場合、五月祭常任委員会は欠員について立候補受付期間を定める。以下の手続は、第五条に準ずる。

### 第七条 (補則)

①五月祭常任委員会は、開票及び選出の結果を公示しなければならない。

②その他、企画代における五月祭常任委員の選出については、五月祭常任委員会がこれを定める。

### 第八条 (改正)

本規定の改正は、五月祭常任委員が発議し、五月祭常任委員会の委員会総会において出席選出委員の過半数が承認した時に発効する。